

2017 年1 月16日

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力市場整備室
パブリックコメントご担当様

埼玉県消費者団体連絡会

電力システム改革貫徹のための政策小委員会・中間とりまとめに対する意見

福島第一原発事故の対応に要する費用は、当初見込みを大きく上回り、21.5兆円に倍増してしまいました。安くて安全なエネルギーと言われた原子力発電所が、ひとたび事故を起こしたならば、想定以上の莫大な費用がかかること、それ以上に事故の影響を受けた人々のくらしが破壊されることの深刻さを私たちは重く受け止めています。そうした視点から見たとき、今回の「中間とりまとめ」の内容は、次の点から国民の理解を得られないと考えています。

- (1) 廃炉・賠償に関する費用を託送料金に上乗せする形で徴収することは、電力システム改革の目指す透明・公正な電力市場の形成に逆行する行為です。
- (2) 今回の福島第一原子力発電所の事故の責任は、電力会社とそれを推し進めてきた国の責任です。原発の廃炉・賠償のコストを広く国民に負担を求めるのであれば、まずはその責任をどう果たしていくか、国民的な理解を求めることが必要です。
- (3) 今回の中間まとめは、国民への理解を求めるどころか、数兆円に及ぶ国民負担に関する制度変更であるにも関わらず、わずか3か月、数人の有識者の議論で方向性を決めようとしていることは大きな問題です。

この問題について、最終的に国民負担が避けられないとしても、透明性を持った議論を通じて幅広い理解の下にすすめられるべきであると考えます。国民の目の届きにくい託送料金で回収するような方策は認めることはできません。こうした考えのもと、埼玉県消費者団体連絡会として、次のように意見を提出します。

該当箇所；中間とりまとめ3.2 P17～

【意見】

賠償費用の積立金「過去分」を託送料金に上乗せして回収する制度変更はおこなうべきではありません。

【理由】

- (1) 原発事故の賠償費用の積み立て不足は想定内の甘さに起因するものであり、その責任は第一義的には原発の安全神話に寄り掛かって安全対策を怠ってきた東京電力と国にあります。電気料金として消費者負担で回収する制度以前に東京電力と国の責任の取り方から検討すべきです。
- (2) 過去に請求すべきだった費用を将来の需要家に請求するという理屈は、通常の商取引

の概念に反するものです。このような理屈が通るのであれば、電気料金に対する消費者の信頼は根底から崩れてしまいます。

該当箇所；中間とりまとめ3.3 P22～

【意見】

送配電会社「東電パワーグリッド」の合理化分を託送料の値下げに回さず廃炉費用に充てることに反対します。東京電力パワーグリッド（株）の合理化分は、送配電ネットワークの充実と託送料金の引き下げに充てられるべきです。

【理由】

- (1) 送配電部門が公共的な役割であるからこそ、総括原価方式による託送料金の設定が認められています。送配電以外の費用を託送料金に含めることになれば、その公共料金としての性格を大きく歪めることになります。
- (2) 託送料金は国会等の審議を経ず、経済産業省内の委員会による査定のみで決めることができるものです。廃炉作業の経過と費用については、より公開性が求められるものであると考えます。国会などでの議論によって、仕組みづくりがおこなわれるべきです。

該当箇所；中間とりまとめ3.4 P22～

【意見】

廃炉会計制度を今後も維持するためとして、東電以外の電力会社の廃炉費用についても託送料金の仕組みを使って回収するような制度変更はすべきではありません。

【理由】

- (1) 原子力発電所の廃炉に関わる費用は、当然のことながら発電費用の一部です。したがって廃炉費用は、原子力発電の電力を販売する事業者がその販売価格の中に含めて回収すべきものです。
- (2) 原子力発電についてのみ、その廃棄の費用を託送料金に上乗せして回収するということは、特定の発電方法を優遇することであり、電力システム改革の理念である公平公正な競争に反します。
- (3) 大前提として、電力システム改革の趣旨にかんがみ、発電源・発電のコストも含めて、消費者の選択の自由を保障すべきです。

以上